

新型コロナウイルス感染症予防に係る学内行動等ガイドライン（学外者用）

令和3年11月11日（改定）

県立保健医療大学

- 本学では、新型コロナウイルス感染防止のため、学外の方が本学に立ち入られる場合、本ガイドラインを遵守していただくようお願いしております。本ガイドラインを遵守されていないと判断した場合は、学内から退去していただく場合があります。
- 万一、学内で感染が発生した場合、学生の授業や実習等に支障が生じますので、御理解と御協力をお願いいたします。また、学内立入り後、2週間以内に新型コロナウイルス陽性者又は濃厚接触者とされた場合は、速やかに大学事務局に御連絡をお願いいたします。

1 大学構内へ立ち入る際の基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス陽性者又は濃厚接触者とされている方は、立ち入ることはできません。
- (2) 発熱や全身倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難等の体調不良時及び体温が37.5℃以上ある場合は立入りできません。
- (3) 来校日の2週間以内に下記の「感染拡大地域（※）」との往来歴のある方は、原則として大学構内への立ち入りを認めておりません。事前に事務局にお問い合わせください。
※ 本学では、政府による緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の対象地域、「直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数（都道府県別）」が15人以上となっている都道府県のいずれかに該当する地域を「感染拡大地域」としています。
URL: <https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number> 参照
- (4) 来校の際は、必ず校舎入口で消毒及び検温を行うとともに、飲食時以外は不織布マスクを着用してください。また、大人数、大声での会話はお控えください。
- (5) 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けるとともに、座る場合は、一定の距離を確保してください。また、会話をする時は、可能な限り真正面を避けてください。

2 大学施設利用に係る感染予防対策

- (1) 講堂、講義室、実習室等
 - ・講堂及び第1、第2講義室は、間隔を空け、シールの貼ってある席に座ってください。
 - ・他の教室等を使用する場合は、主催者の指示に従って、必要な距離を保ってください。
 - ・1時間に1回程度外気を取り入れるなど、換気を徹底してください。
 - ・授業後には、必要に応じて机の表面やマイクを消毒してください。なお、拭き取りを行う場合は、必ず一方向に拭くようにし、往復では拭かないでください。
 - (2) 1F中央ホール等
 - ・ソーシャルディスタンスを保つとともに、着席禁止の表示を空けてお座りください。
 - (3) エレベーター及び階段
 - ・エレベーター内での会話は禁止とします。
 - ・開閉・階数ボタンは肘を使って押す等、極力素手で触らないでください。また、階段手すりには触れないようにし、もし、これらに触れた場合は、消毒又は手洗いを行ってください。
- ※ エレベーターの使用が優先される方
- (ア) 身体的な理由（一時的な体調不良を含む）により、階段を使用しての移動が困難な方
 - (イ) 台車を利用して運ばなければならない程度の荷物のある方

(4) トイレ

- ・トイレ内での会話を禁止とします。混んでいる場合は、廊下で待機してください。
- ・ウイルスの飛散を防ぐため、便座のふたを閉めた後に水を流してください。用を済ませた後は、流水と石鹸でよく（30秒以上）手を洗ってください。
- ・退出時は、備え付けのペーパータオルで手を拭き、ペーパータオルを持った手でドアの取手を押し、外に出るようにし、ペーパータオルはトイレの外のごみ箱に捨ててください。
- ・他に使用者がいない場合は、節電のため照明スイッチを切ってください。スイッチはペーパータオルを介して切ってください。トイレは密閉空間のため、換気扇は常時作動させています。

(5) 食堂

- ・入室時及び退出時は、必ず入口右側の手洗所で手洗いをしてください。
- ・テーブルや椅子のレイアウトを変更せず、対面にならないように座ってください。打合せ等を行う場合も十分距離を保ってください。
- ・食事中は会話をしない（黙食）こととし、会話時は必ずマスクを着用してください。
- ・衛生上の観点から、リュックやバッグなどの手荷物は、床及びテーブルの上には置かず、手荷物用のかごをご利用ください。

(6) 図書館

- ・職員の指示に従ってご利用ください。
- ・一定の人数しか入れませんので、入場制限させていただく場合があります。
- ・閲覧・学習用の席（椅子）の移動は行わないでください。
- ・2時間に1回10分間程度換気を行います。

3 その他

(1) 一部適用除外又は制限の追加

学内で開催するイベント・行事等においては、その主催者、実施内容、使用施設、参加者等の状況等により、学長の判断において本ガイドラインの一部適用を除外あるいは制限の追加をする場合があります。

(2) 本ガイドラインの改定

令和3年8月4日付け「新型コロナウイルス感染症予防に係る学内行動等ガイドライン（学外者用）」については、本通知をもって廃止します。